

【令和7年度改定主旨】

(令和7年3月16日付総会議案書抜粋)

第5条の(1)は正式名称に変更、第10条の運用停止、第11条のゴミ集積場の管理及び備品の所有権を明確化し、備品購入の補助についての改定、第12条は県の条例に準拠、第14条は文書の保存期間について改定した。記述の追加は下線、削除は取り消し線で表記しています。

## 緑町自治会細則

### (目的)

第1条 本細則は、緑町自治会会則（以下「会則」と言う）第18条に基づき会則の円滑な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組の構成)

第2条 会則第3条第2項に規定する組の編成は、別表第1「組の編成およびブロックの編成」の通りとする。

②組の新設、廃止、統合および分割については、役員会の決議を経て決定し、総会において報告するものとする。

### (組長の選出)

第3条 組長は前第2条に基づく各組より最初に1名を選出するものとする。

②組長の候補者あるいは同居の成人のすべてが75歳以上の場合、その他の理由で組長の務めに堪えられない合理的な理由があり、組員の合意を得た場合は、辞退することができる。この場合において、当該組の組長は、次の順位の者から選出するものとする。

③会長および副会長は同じ組から選出しないものとし、会長が選出された組は、別に組長を選出するものとする。

④副会長は組長を兼務するものとする。

⑤70歳以上の組長は、会長および副会長を辞退することができるものとする。

⑥会長および副会長を務めたものは、以降の会長および副会長を辞退することができるものとする。

⑦年齢は該当年の4月1日現在の年齢とする。

### (ブロックの編成)

第4条 自治会の区域を統括して別表第1「組の編成およびブロック編成」に定めるブロックを編成する。

②副会長は、ブロックごとに選出し、本会の運営にあたり各ブロックを担当する。

③ブロックの新設、廃止、統合および分割については、役員会の決議で決定し、総会において報告するものとする。

## (各部会活動)

第5条 自治会の活動の一環として、次の各号の活動を認め補助金を支給することができる。

(1)緑町ふれあいサロン ティー・サロン・グリーン

(2)自主防災会

②前項の補助金は、前項各号の団体（以下「各会」という）の代表者よりの申請により、総会において承認された予算に基づき支給するものとする。

③会長は、各会に対し、活動の報告および会計の監査を要求することができるものとする。各会は、その場合速やかに会計報告及び証拠書類を会長に提示しなければならない。

④会長は、各会の活動が補助金の対象として不適当と判断した場合は、役員会の決議を経て、総会での承認を踏まえて、対象の会の補助金を支給しない。

⑤新たに会の活動を行う場合には、会長あてに申請し、役員会の決議で決定し、総会において報告するものとする。

## (委員)

第6条 会則第7条に規定する委員は次の通りとする。

(1)会館庶務

(2)広報委員

(3)環境整備推進委員

(4)防火委員

(5)交通安全推進委員

(6)交通安全指導員

(7)人権生涯学習推進委員

(8)地域安全委員

(9)青少年育成委員

(10)少年補導委員

(11)選挙推進委員

(12)社会福祉協議会評議委員

(13)青少年育成学区民会議常任委員

## (会 費)

第7条 会則第15条に定める会費は、上半期および下半期に分け、各6ヶ月分を4月および10月に徴収するものとする。ただし、予算収支の見込み、社会情勢に鑑み、役員会の議決により徴収しないこととすることができる。

②会費は、組長が組毎に徴収し、会計に納入するものとする。

③新会員の会費は、会員となった月の居住日数が、15日以上の場合は、当月分から徴収し、15日未満の場合は、翌月分から徴収するものとする。

④退会会員には、退会月の居住日数が15日未満の場合は、当該月以降の会費を、15日以上の場合は、翌月分以降の会費を返還するものとする。

## (活動費)

第8条 会則第5条に定める役員に対しては、年間次の活動費を支給する。

なお、副会長、会計には組長分を支給しない。

- (1)会長 50,000円
- (2)副会長 10,000円
- (3)会計 10,000円
- (4)組長 2,000円
- (5)会計監事 組長として支給

②活動費は、毎年4月の役員会において支給し、任期途中の退任に対しては、未経過月数分（端日数は切り捨てる）を返納するものとする。

③補欠の役員に対しては、前任者の残任期間分（端月数は切り捨てる）を支払う。

④前第2項および第3項の場合における計算の結果、10円未満の端数は切り捨てる。

## (高額支出)

第9条 新たに1個または1回の購入額または発注額が5万円以上の場合には、役員会において承認を得て執行するものとする。

## -(慶弔)-

~~第10条 70歳以上の会員に対し、「敬老の日」のお祝い品を贈呈するものとする。~~

~~②会員が死亡の場合には、香典1万円および小生花1基または相当金品を供えるものとする。~~

## (ゴミ処理)

第11条 家庭ゴミは、市の指定する日に、市の指定するゴミ袋を用いて次の事項に注意して出すものとする。

- (1) 家庭ゴミは、収集日の朝6時から8時30分までに所定の集積所に出すこと。
- (2) 「燃やせるゴミ」、「紙ゴミ」、「燃やせないゴミ」、「かん」、「ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック容器」を分別して、それぞれの出し方に従って搬出すること。
- (3) 「燃やせるゴミ」は袋の口を固く縛り、必ず防鳥ネットの中に入れ、カラス、犬、猫等に荒らされないように配慮すること。
- ②各ゴミの集積所にゴミを搬出する地域は、別表第2「ゴミ集積所」の通りとし、分散収集実施地域については、別表第3「ゴミ分散収集実施地域配置図」の通りとする。
- ③ゴミ集積所及びゴミ分散収集実施地域（以下「ゴミ集積場所」という）に大津市の補助金を受けてゴミステーションを設置しようとするゴミ集積場所利用世帯は、費用総額から大津市の補助金を控除した金額の50%以内を自治会負担とし、それらを控除した残額をゴミ集積場所利用世帯負担として設置することができる。また、大津市の補助金を受けられずともゴミステーションの設置を必要と判断したゴミ集積場所利用世帯は、自治会が費用総額の25%以内を負担し、残額をゴミ集積場所利用世帯負担として設置することができる。ただし、いずれの場合においても、自治会負担額は10万円を限度とする。
- ③ゴミ集積所において使用する設備及びその付属品はその集積場の構成員の所有及び管理品とする。ゴミボックスを新規購入する場合は自治会員負担額の2分の1を限度として補助し、更新又は補修する場合は6年を超える場合は上限2000円、9年を超える場合は上限3000円を各会員に補助する。

- ④各ゴミ集積所にゴミを出す住民は1週間毎の輪番制によりゴミ当番を行うこととする。ただし、分散収集実施地域については、1カ月毎の輪番制とする。なお、ゴミ集積所にゴミを出す地域の中で合意が得られれば、ゴミ当番の免除、ゴミ当番の期間を変更することができる。
- ⑤ゴミ当番は、指定日の朝、防鳥ネットを広げるとともにゴミ収集後の後片付けおよび集積所の清掃を行うものとする。
- ⑥ゴミ当番は、カラス等によるゴミの散乱があった場合には、まず、当該地区の住民と協力して清掃を行い、その後、環境整備推進委員と協力して、ゴミの出し方についての指導を行うものとする。
- ⑦ゴミ当番は、所定日時に所定以外のものが搬出されるなどして、ゴミが収集されなかつた場合には、当該ゴミの引き取りの注意喚起などの対処をし、ゴミ集積所の美化に努めるものとする。

#### (迷惑行為の自粛)

第12条 会員は次の迷惑行為を自粛し、明るく住みよい街づくりに努めなければならない。

- (1) ペットの飼い主は、道路、公園、空き地等にペットの糞を放置しないで糞尿で汚損した場合は、自ら処理すること。
- (2) ペットの飼い主は、ペットの鳴き声等により、近隣に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 近隣に迷惑を及ぼすものを飼育しないこと。
- (4) 道路を駐車場に使用しないこと。
- (5) 自動車およびオートバイ等の町内道路での走行は、徐行運転を励行し、交通安全と騒音防止に努めること。
- (6) ピアノ、エレクトーン等の楽器や音響機器の使用にあたっては、音量を調節する等近隣に迷惑を及ぼさないようにすること。

#### (防犯活動)

第13条 会員は、自主的な防犯活動により町内の安全・安心が確保できるよう努めなければならない。

#### (文書保存期間)

第14条 自治会活動に関する文書の保存期間は、別表第4「緑町自治会文書保存期間一覧表」に基づくものとする。

#### (細則の改訂等)

第15条 本細則の改訂および本細則に定めのない事項については、会則第21条に基づくものとする。

## 備 考

第10条については住民の居住形態の多様化、高齢者の増加、葬儀式典方式の多様化、個人情報の取り扱い等の厳正化などから10条すべてを運用停止とした。

第11条についてはゴミ集積所において使用する設備及びその付属品の所有及び管理を明らかにし、ゴミボックスの購入及び維持管理の助成についてわかり易く改めた。

第12条については滋賀県動物愛護条例4条の条文に準拠するように改めた。

第14条については別表第4「緑町自治会文書保存期間一覧表」について永年保存文書を30年保存と改めた。